

日本原燃株式会社再処理事業所における
再処理の事業の変更許可申請（有毒ガス
防護、廃棄物貯蔵系の共用）の概要につ
いて

令和4年9月
原子力規制委員会

(1) 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 日本原燃株式会社

住 所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108

代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 再処理事業所

所 在 地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸

(3) 変更の内容

平成4年12月24日付け4安(核規)第844号をもって事業の指定を受け、これまで事業の変更の許可を受けた再処理事業変更許可申請書の記載事項中、次の事項の記載の一部を変更する。

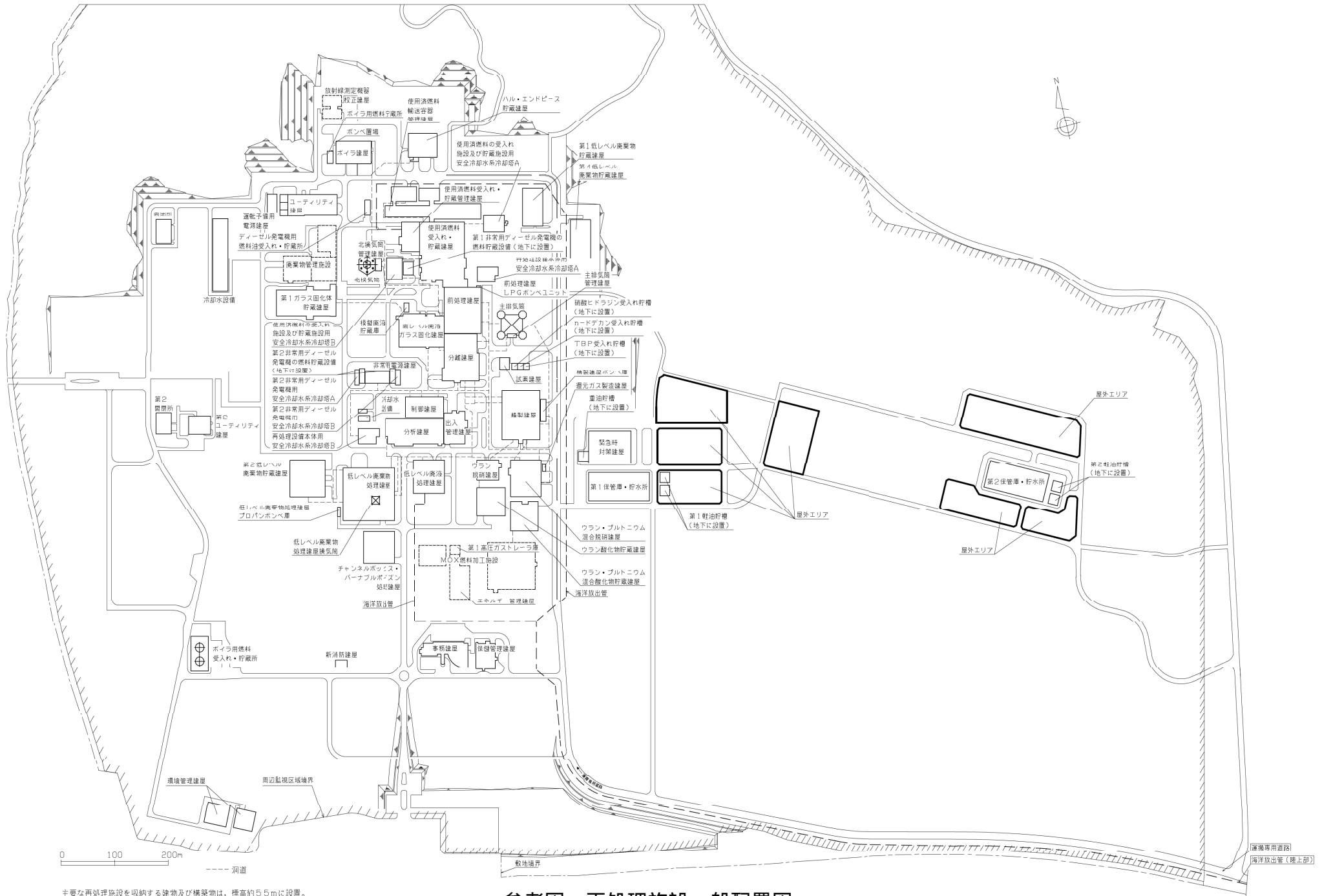
四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法

八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、中央制御室、緊急時対策所等に対して、有毒ガスに対する防護方針を記載する。

また、第2低レベル廃棄物貯蔵系の一部を廃棄物管理施設と共用する。



主要な再処理施設を収納する建物及び構築物は、標高約55mに設置。

参考図 再処理施設一般配置図

廃機専用道路
海洋放出管（陸上部）